

総 務 局
財 政 局
健 康 福 祉 局

課長補佐設置規程（令和 6 年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年10月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）第 1 条の課に次の組織を置く。 （略） 総 務 局 （略） アジア・アジアパラ競技大会推進部 アジア・アジアパラ競技大会推進課 （略） 課 長 補 佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整） <u>(39)</u> 課 長 補 佐（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理） <u>(2)</u> （略） 財 政 局 （略） 税 務 部	第 1 条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）第 1 条の課に次の組織を置く。 （略） 総 務 局 （略） アジア・アジアパラ競技大会推進部 アジア・アジアパラ競技大会推進課 （略） 課 長 補 佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整） <u>(40)</u> 課 長 補 佐（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理） （略） 財 政 局 （略） 税 務 部

税 制 課 (略) 課 長 補 佐 (定額減税補足給付 金) <u>(3)</u> (略) 健康福祉局 (略) 地域共生推進部 地域共生推進課 (略) 課 長 補 佐 (低所得世帯に対する 給付金) <u>(3)</u> (略) 2・3 (略)	税 制 課 (略) 課 長 補 佐 (定額減税補足給付 金) <u>(2)</u> (略) 健康福祉局 (略) 地域共生推進部 地域共生推進課 (略) (略) (略) 2・3 (略)
---	---

附 則

この達は、令和 7 年11月 1 日から施行する。